

一抜け・一括審査方式の試験的実施の結果について

令和8年2月10日 入札監理課

今年度、試験的に実施した「一抜け方式・一括審査方式」について、入札結果等をまとめましたので報告します。また、今回の試験的実施の検証結果を踏まえた「一抜け方式・一括審査方式」の今後の方針について検討します。

1 入札結果

(1) 今年度の試験的実施案件

- ・土木部発注の予定価格が3千万円以上の工事（1件あたり2～4工事）
- ・7事務所23工事で実施（実施案件は、資料5-1）
- ・発注方式は、条件付き一般競争入札（総合評価方式）簡易型1件、特別簡易型6件
- ・一括審査方式は、簡易型（No.6）で実施

(2) 入札参加者数・落札率

No.	1	2	3	4
方部	県北	県中	県南	会津若松
発注者	保原土木事務所	須賀川土木事務所	県南建設事務所	会津若松建設事務所
工事内容	堤防補強工事	河道掘削工事	堤防補強	河道掘削
入札方式	特別簡易型	特別簡易型	特別簡易型	特別簡易型
予定価格概数	57～81百万円（3件）	30～31百万円（4件）	54～99百万円（4件）	113～122百万円（3件）
平均入札参加者数	13.6者	15.8者	8.5者	7.3者
(R6平均)※	6.2者	14.3者	4.5者	8.5者
平均落札率	91.8%	92.0%	91.4%	91.6%
(R6平均)※	91.9%	92.0%	91.6%	91.9%
No.	5	6	7	
方部	喜多方	南会津	いわき	
発注者	喜多方建設事務所	山口土木事務所	いわき建設事務所	
工事内容	河道掘削	橋梁補修工事（塗装）	堤防舗装工事	
入札方式	特別簡易型	簡易型	特別簡易型	
予定価格概数	51～84百万円（4件）	110～239百万円（3件）	31～49百万円（2件）	
平均入札参加者数	14者	4.3者	6者	
(R6平均)※	13.3者	2.0者	3.3者	
平均落札率	92.0%	92.2%	92.1%	
(R6平均)※	92.0%	95.0%	91.7%	

- ※1 保原土木事務所発注の堤防補強工事（特別簡易型、3千万円以上）5件の平均
 2 須賀川土木事務所発注の河道掘削工事（特別簡易型、3千万円以上）3件の平均
 3 県南建設事務所発注の堤防補強工事（特別簡易型、3千万円以上）8件の平均
 4 会津若松建設事務所発注の河道掘削工事（特別簡易型、3千万円以上）2件の平均
 5 喜多方建設事務所発注の河道掘削工事（特別簡易型、3千万円以上）3件の平均
 6 山口土木事務所発注の橋梁補修工事（簡易型、1億円以上）2件の平均
 7 いわき建設事務所発注の堤防舗装工事（特別簡易型、3千万円以上）4件の平均

【結果】

- ・入札参加者数は、前年度平均に比べ、増加している地区が多い（県北は7.4者、県南は4者増えた）。発注種別ごとの参加者数は、一般土木工事が県北で増加したものの、県中・会津若松・喜多方で前年度平均と差は無かった。舗装工事は県南・いわきで参加者が増えていた。
- ・落札率は、いずれの地区も、前年度平均と比べ、差は無かった。

(3) 落札者

【結果】

- ・実施した 23 件の入札結果は、通常の入札方法と比べて差は無く、全て管内の地元企業であり、地元企業の受注機会は確保されていた。

2 業界等からの主な意見

今回「一抜け・一括審査方式」を実施した建設業者等に聞き取りを行った際の、主な意見等は以下のとおり。

【建設業者の意見】

<一抜け方式>

- ・受注機会の拡大に繋がる（受注機会が少なかった会社にも受注できる可能性が生まれる）。
- ・地域の建設業者数が減少する中、維持する為にも、この方式を進めていただきたいと思う。
- ・地域の守り手育成の観点から、更なる拡大（件数、規模、複数の発注種別）が必要である。
- ・得意分野の受注確率（受注量）が低下する。受注機会の確保のため、1 件当たりの対象工事数は 2～3 件程度にして欲しい。
- ・施工能力がある企業であっても受注機会を失うことになる。
- ・地域企業の数や技術力、地域貢献度などを総合的に判断の上、工事の種別と数を慎重に設定してもらいたい。

<一括審査方式>

- ・複数の技術提案書を作成するところ、1 つの作成となるので業務負担が低減される。
- ・技術力や施工体制の差が適正に評価されにくくなることが懸念される。

【発注者等の意見】

<一抜け方式>

- ・参加者は増えたが、総合評価なので、結果として管内の実績の多い企業が受注した。
- ・参加者が増えることで審査の負担が増えるなど、メリットもデメリットもある。
- ・受注環境は建設事務所の管内ごとに異なっている。特性に応じて運用することが必要である。

<一括審査方式>

- ・技術提案書を複数工事に適用できることで、審査書類が抑制され、業務負担軽減においてメリットと思う。
- ・標準型、簡易型の工事で要件に合致する工事は少なく、活用できる工事件数が限られる。
- ・「施工計画の適切性」や「技術提案書」で事務削減の効果がある一方、その他の資料は入札参加者ごとに審査しなければならないため改善を望む。

3 検証結果

- 入札参加者数や落札率は、通常の入札方法と比べ差は無く、競争性は確保されていた。
- 発注種別では、一般土木は、どの地区も前年平均と同水準だったが、舗装工は参加者が増えていた。
- 実施した工事の落札者は、全て管内の企業であった。令和6年度と結果に差は無く、地元企業の受注機会は確保されていた。

4 制度検証における課題

- 今年度は、一般土木工事（堤防補強工事と河道掘削工事）、塗装工事（橋梁補修工事）、舗装工事（堤防舗装工事）での発注であったが、他の工種での検証も必要である。
- 一抜け・一括審査方式については、「施工計画の適切性」や「技術提案書」で事務削減の効果がある一方、その他の資料での審査についても改善を望む意見があることから、更なる検討も必要である。

5 今後の方針

- 試験的实施にあたっては、今年度から各方部に広げたことから、今後の制度を検討するうえで、より多くのサンプルによる検証が必要と考えられる。令和8年度においても、本年同様、試験的实施を継続したい。（予定価格が3千万円以上の工事を対象に、各建設事務所管内1件程度実施。）
- 一抜け・一括審査方式については、これまで一括審査の対象としていた「施工計画の適正性」及び「技術提案」に加え、各類型で提出する「企業の技術力」、「配置予定技術者の技術力」及び「企業の地域社会に対する貢献度」等の評価項目についても、対象とし、効果を検証したい。